

中津市成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

中 津 市

目次

1. 成年後見制度利用促進基本計画の目的と概要	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画策定の趣旨	1
(3) 基本計画の位置付け	1
(4) 計画期間	2
2. 成年後見制度利用に関する現状と課題	3
(1) 人口等の状況	3
① 高齢者の状況	3
② 障がい者の状況	4
(2) 成年後見制度等の状況	5
① 成年後見制度等の状況	5
② 成年後見制度に関する市民意識調査	6
(3) 現状から見た課題	8
3. 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方と基本目標	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 基本目標	9
基本目標1	9
基本目標2	9
基本目標3	10
4. 基本目標の実現に向けた取り組み	11
基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	11
1 地域連携ネットワークの構築	11
(1) 地域連携ネットワークの三つの役割	11
(2) 地域連携ネットワークの組織体制	11
2 中核機関の設置と運営	13
3 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備	13
(1) 広報機能	13
(2) 相談機能	13
(3) 成年後見制度利用促進機能	13
(4) 後見人支援機能	14
(5) 不正防止効果	14
基本目標2 成年後見制度の普及促進	14
基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保	14

(参考資料)

成年後見制度の概要	16
成年後見制度の利用促進に関する法律	19
成年後見制度利用促進基本計画（一部抜粋）	25
中津市執行機関の設置等に関する条例（一部抜粋）	28
中津市成年後見制度利用促進審議会委員名簿	30
策定経過	31

1. 成年後見制度利用促進基本計画の目的と概要

(1) 計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

(2) 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人が、財産管理や福祉サービス等の契約締結、遺産の分割協議などを行う場合に、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は成年後見制度が、他の社会福祉制度とともに判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を施行し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進捗することを目的として、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定しています。

また、この施策は、国連が取り組み目標としているSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という考え方にも合致することから、権利擁護の支援が必要な人を適切に成年後見制度につなぎ、本人の権利が守られる地域づくりを目指し、「中津市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

(3) 基本計画の位置づけ

基本計画は、利用促進法に基づき策定する計画であり、利用促進法第14条第1項において、「市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるもの」とされています。今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、障がい者等が増えると見込まれる中、成年後見制度利用の必要性が高まると考えられます。基本計画は、制度の利用が必要な人への支援をはじめ、制度の理解への対応が必要となることから、中津市の成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進する

2. 成年後見制度利用に関する現状と課題

(1) 人口等の状況

① 高齢者の状況

本市の総人口の推移をみると、総人口は減少しており、令和2年9月末時点で、83,775人となっています。年齢区分でみると、「0～14歳」と「15～64歳」は減少傾向となっているのに対して「65歳以上」は増加傾向となっており、それに伴って「高齢化率」も上昇し、令和2年9月末時点で30.2%と約3人に1人が高齢者となっています。65歳以上の高齢者の人口の約1割がひとり暮らしとなっております。

また、要支援・要介護認定者は、平成28年9月末では4,460人であったものが令和2年9月末に4,655人となっており、認定率は微増で推移しております。さらに要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度がⅡa以上の認知症高齢者の人数は、令和2年9月末に2,979人となっており、平成28年と比較すると23.3%の増加となっております。

■人口及び高齢化率の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年齢 区分	14歳以下(人)	11,850人	11,805人	11,639人	11,392人	11,234人
	15～64歳(人)	48,696人	48,212人	47,677人	47,545人	47,207人
	65歳以上(人)	24,383人	24,625人	24,898人	25,085人	25,334人
総人口	合計(人)	84,929人	84,642人	84,214人	84,022人	83,775人
高齢化率(%)		28.7%	29.1%	29.6%	29.9%	30.2%
世帯数		38,517	38,909	39,228	39,823	40,254
ひとり暮らし高齢者(人)		7,205人	7,409人	7,636人	7,829人	8,024人

※人口、高齢化率、世帯数、ひとり暮らし高齢者(各年9月末時点の数値)

■要支援・要介護認定者

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要介護（要支援）認定者（人）	4,460	4,494	4,505	4,622	4,655
要支援1	466	456	394	424	457
要支援2	849	829	838	855	820
要介護1	890	857	833	860	871
要介護2	678	745	773	783	807
要介護3	523	481	502	521	519
要介護4	664	719	754	736	762
要介護5	390	407	411	443	419
要介護認定率（％）	18.0	18.0	17.8	18.2	18.2

※認定率は、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定の割合
（各年9月末時点の数値）

■認知症高齢者

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認知症高齢者（人）	2,415	2,482	2,512	2,657	2,979

※要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上
（各年9月末時点の数値）

② 障がい者の状況

療育手帳所持者数は、平成28年3月末では659人でしたが、令和2年3月末では750人となっており、この5年間で13.8%の増加となっています。等級別の推移では、重度のA判定の人数は約260人で横ばいとなっておりますが、軽度のB判定の人数は、平成28年3月末の400人から令和2年3月末には492人に増加し、全体として知的障がい生活に困りを抱える方が増えています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年3月末では376人でしたが、令和2年3月末では568人となっており、この5年間で51.1%増と大幅に増えています。また、通院により精神医療を受けている自立支援医療の受給者（精神通院医療受給者証所持者）数は平成28年3月末時点で983人でしたが、令和2年3月末には1,219人となっており、24.0%増加しています。

■療育手帳所持者数（知的障がい）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A判定 (重度)	18歳未満(人)	44	41	37	44	46
	18歳以上(人)	215	216	219	216	212
B判定 (軽度)	18歳未満(人)	84	88	90	94	96
	18歳以上(人)	316	325	349	373	396
合計(人)		659	670	695	727	750

(各年3月末時点の数値)

■精神障がい者数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
精神保健福祉手帳 所持者数(人)	376	419	456	488	568
精神通院医療受給者証 所持者数(人)	983	998	1,085	1,155	1,219

(各年3月末時点の数値)

(2) 成年後見制度等の状況

① 成年後見制度等の状況

本市の成年後見制度利用者数は、令和2年9月末時点で101人となっており、「後見」での利用が8割を占めています。市長申し立て件数、後見報酬助成件数はともに横ばいで推移しており、令和元年度の市長申し立て件数は11件、後見報酬助成件数は1件となっています。

■成年後見制度利用者数

法定後見			任意後見 (件数)	合計 (件数)
後見(件数)	保佐(件数)	補助(件数)		
82	13	6	0	101

(令和2年9月末時点の数値)

■市長申立・後見報酬助成件数

市長申立件数（高齢者、障がい者）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
後見（件数）	8	8	7	23
保佐（件数）	2	1	3	6
補助（件数）	1	1	1	3
合 計	11	10	11	32

後見報酬助成件数（高齢者、障がい者）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
件数	1	1	1	3

② 成年後見制度に関する市民意識調査

市民の成年後見制度に対する認知度や利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

市民意識調査によると、成年後見制度の認知度は、「よく知っている」、「少し知っている」を合わせると45.1%となります。

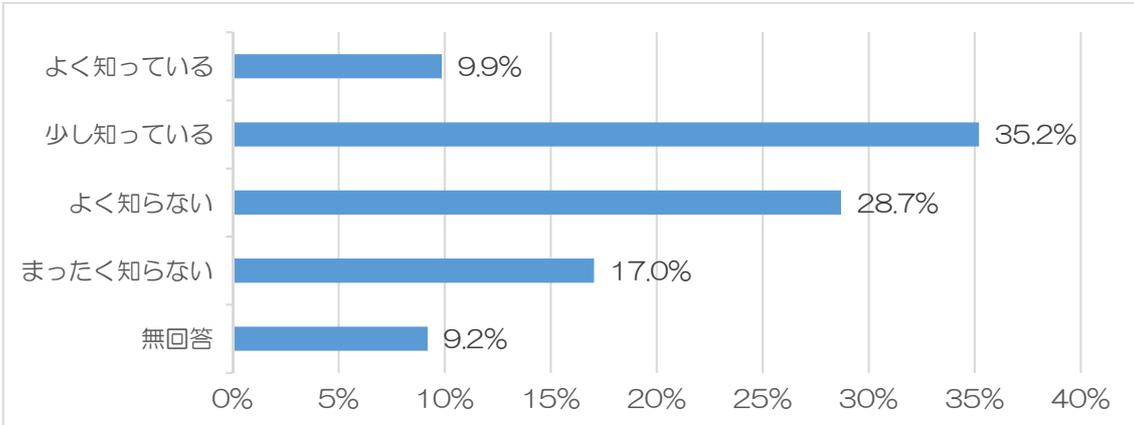
将来的な成年後見制度の利用意向については、「利用したい」が16.5%、「利用したくない」と「わからない」の合計が74.0%となっています。

成年後見を利用する場合の後見人には71.4%の人が家族や親族と回答しています。

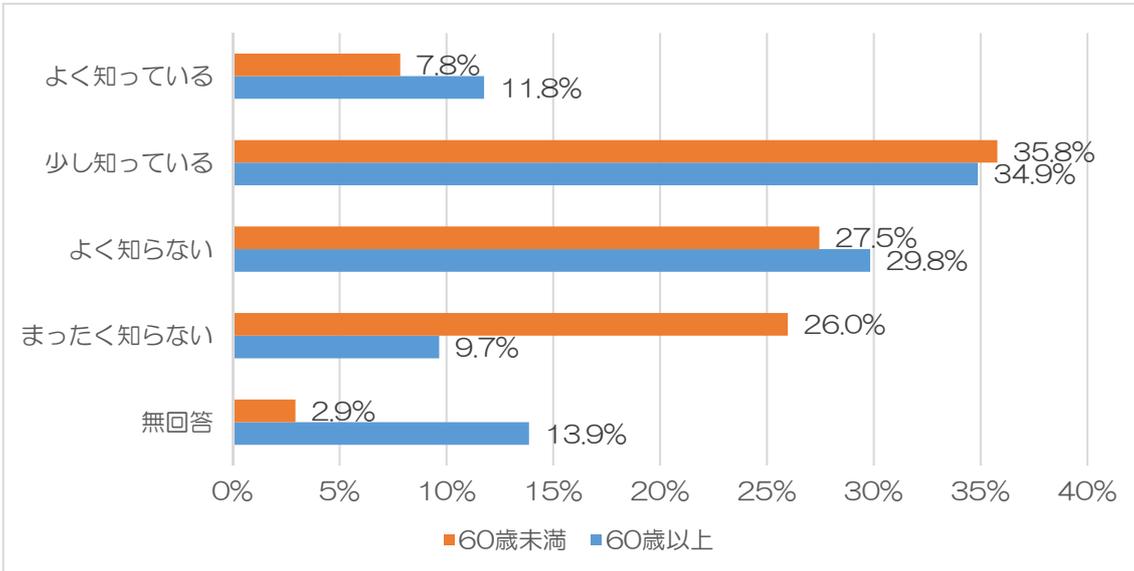
■調査方法

- ① 調査地域 中津市内
- ② 調査対象 市内に居住する20歳以上の市民1,000人
- ③ 調査方法 アンケート用紙による自記式アンケート
- ④ 回収数 446通（回収率44.6%）
- ⑤ 調査時期 令和2年10月2日～11月30日まで

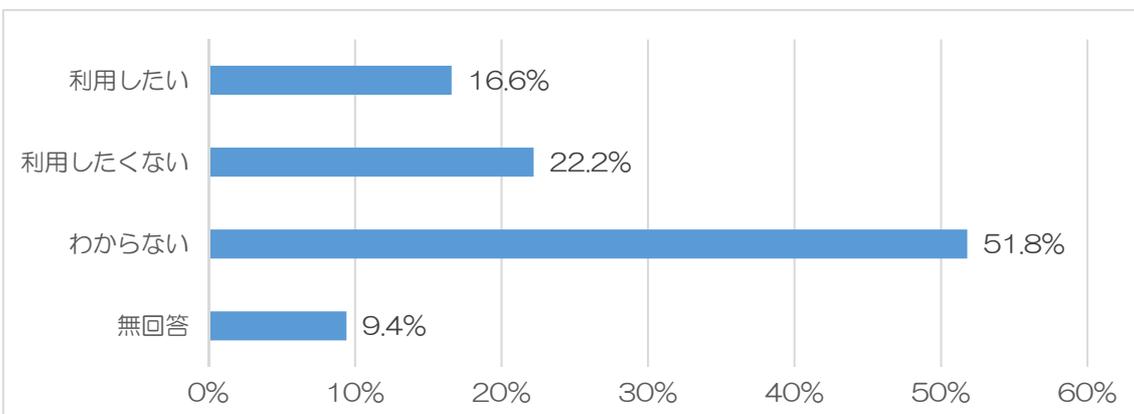
■ 成年後見制度の認知度（全体）



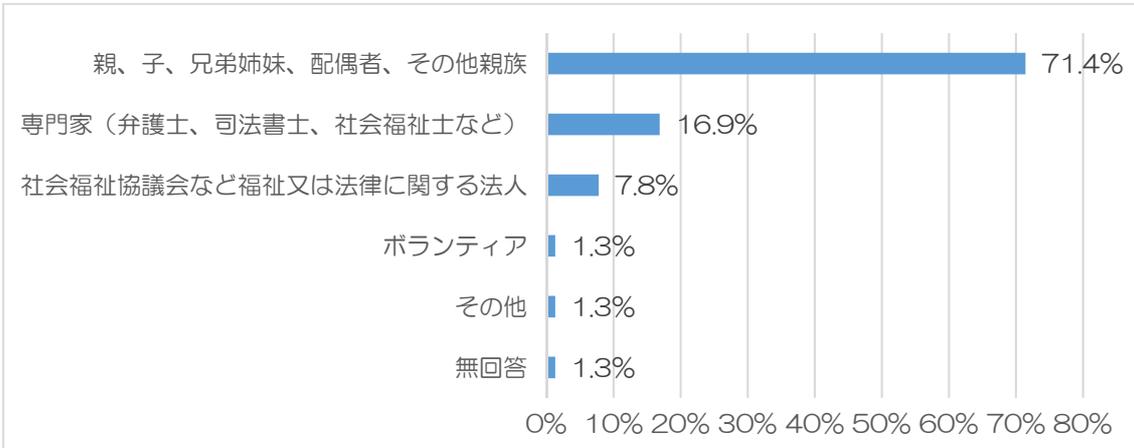
■ 成年後見制度の認知度（60歳以上・60歳未満）



■ 成年後見制度の利用意向



■成年後見制度を利用する場合の後見人の希望



（3）現状から見た課題

令和7年には、団塊の世代が、後期高齢者（75歳以上）となり、厚生労働省の推計では、日本の認知症高齢者の数は、700万人（高齢者の2割）に達するといわれています。

本市においても、令和2年9月末の認知症高齢者は、高齢者人口25,334人のうち、2,979人となっており、約12%を占めております。平成28年度から約23%増加しており、今後も同様の傾向が見込まれることから、支援の拡充が求められる状況であることがわかります。

障がい者については、知的障害、精神障害ともに人数が増加しています。これらのことから、認知症により、判断能力が低下して、自ら金銭管理や契約の締結、解消が難しい等、第三者のサポートが必要となる人の増加や障がいのある子の親が亡くなる等によって子の財産管理を行うことができなくなる問題（いわゆる「親なき後問題」）の増加が想定されます。

また、国の基本計画では、「現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は、近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない」「社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる」とされており、本市において計画策定にあたり実施した市民意識調査でも、成年後見制度について、「まったく知らない」と「よく知らない」の合計は45.7%となっており、制度が浸透していないことが伺えます。

このような状況から、判断能力が不十分な人の増加に対応するために、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備、障がい者の親なき後の支援体制の整備、制度浸透のための普及促進や、権利擁護支援の担い手の育成と確保が、今後も本市が地域と取り組む課題であるといえます。

3. 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方と基本目標

(1) 基本的な考え方

現在の成年後見制度の利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあります。その利用者数は認知症高齢者の数と比較して著しく少ないものです。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで身上保護のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つのタイプがある中で、後見類型の利用者の割合が全体の76.6%を占めています。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職の第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

このことから、基本計画の考え方は、障がいや加齢による判断能力の低下などがあっても、誰もが、住み慣れた地域の中で、適切に成年後見制度などへつなぎ、お互いに支え合い、助け合いながら、安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指すものとしします。

(2) 基本目標

成年後見制度利用促進に向けて、国の基本計画を踏まえて次の3つの基本目標を定めて取組を進めていきます。

◎基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

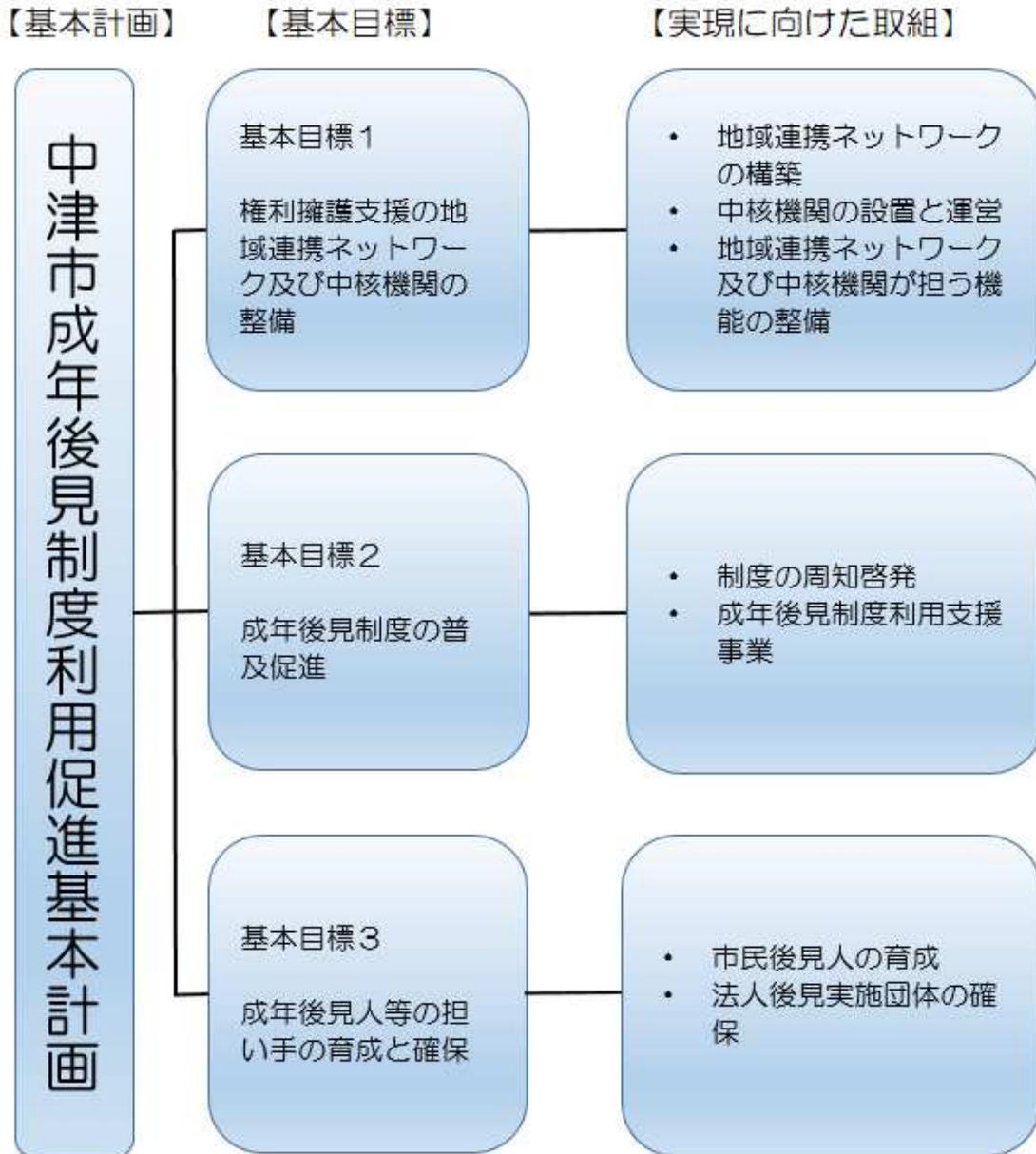
地域連携ネットワーク及び中核機関の整備により権利擁護に関する支援の必要な人の発見・支援に努め、成年後見制度の広報、相談、後見人支援等を行い、成年後見制度の利用促進、不正防止を図ります。

◎基本目標2 成年後見制度の普及促進

広報紙等による情報発信や講習会等の実施、また、成年後見制度利用支援事業による支援を継続して行い、成年後見制度の普及促進を図ります。

◎基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

市民後見人の育成・支援と法人後見実施団体の確保に努めます。



(計画の体系図)

4. 基本目標の実現に向けた取り組み

それぞれの基本目標の実現に向けた取り組みは以下のとおりです。

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

1 地域連携ネットワークの構築

高齢者や障がい者等が、自分らしい生活をおくるための制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

(1) 地域連携ネットワークの3つの役割

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

安心した生活を続けるためには判断能力の低下に関わらず早期の段階からの支援が有効であり、成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする多職種による支援体制を構築します。

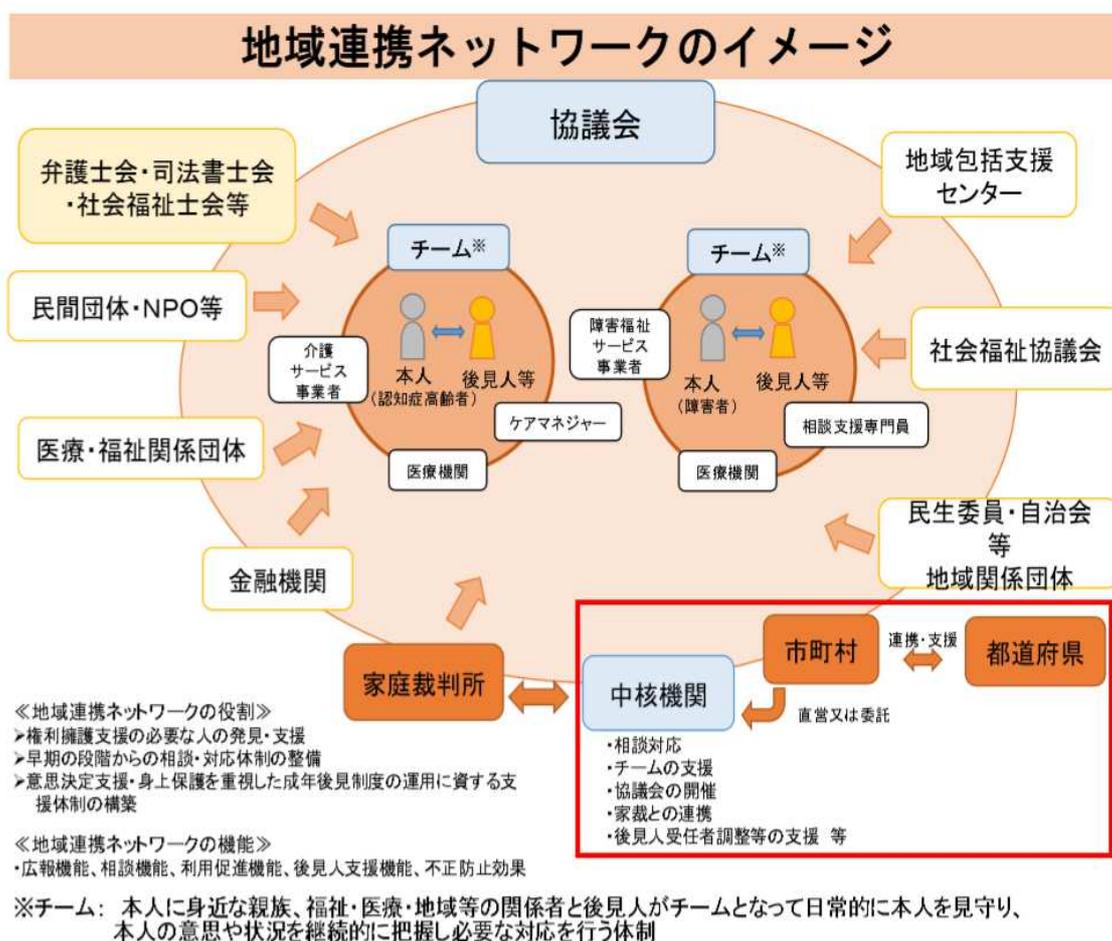
(2) 地域連携ネットワークの組織体制

地域全体の見守り体制のネットワークにより、権利擁護支援が必要な人を地

域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療の専門職・地域の関係者等が、チームとして関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

国の基本計画では、チームはできる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、本市では権利擁護支援が必要な高齢者や障がい者を支援するために地域の関係者により必要に応じて開催されているケース会議のメンバーをチームと位置付け、権利擁護支援を行います。



(出典：内閣府・厚生労働省資料)

2 中核機関の設置と運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、中核機関が必要です。中核機関は、専門職による専門的助言等支援の確保や、協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

国の基本計画では、中核機関は、地域の実情に応じて、既存の取組も活用しつつ、柔軟に位置付けることが可能とされており、本市では、これまで中津市社会福祉協議会と連携し、広報、相談、地域連携ネットワーク構築支援等権利擁護に関する支援の業務を実施してきたことから、中核機関についても、引き続き連携し、運営の強化に努めます。

3 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能については、既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源を十分活用しながら、本市の特性に応じて柔軟に実施、整備を進めていきます。

(1) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効である具体的なケース等を周知啓発していくよう努めます。

(2) 相談機能

中津市社会福祉協議会と協力し、成年後見制度の利用に関する相談支援や、成年後見制度の利用が必要な市民に対して、関係機関等と連携し、手続きの説明や申し立ての支援を行います。

(3) 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用促進のため、受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行に取り組みます。

受任者調整等の支援は、親族後見人の支援、市民後見人候補者等の支援とともに、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携し、要請された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。また、日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービス

であり、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であること等の特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、後見等が必要と認められるケースについては、成年後見制度への円滑な移行等を進めていきます。

(4) 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人の相談に応じるとともに、必要に応じて支援できる体制の整備を図ります。

(5) 不正防止効果

市民、金融機関、民間事業者等を含む地域連携ネットワークへ制度の理解を促し、普及することにより、後見人による財産の使い込み等不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

基本目標2 成年後見制度の普及促進

成年後見制度の普及促進のため、制度の周知啓発が図られるよう、広報紙、パンフレット、ホームページ等での情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、市民や関係機関に幅広く広報・普及啓発活動を行います。その際には、後見類型だけではなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用や成年後見制度に関連した制度等の利用も念頭においた周知啓発を図ります。

また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいない、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない人に対し、成年後見制度利用支援事業により、引き続き申し立ての支援や助成等を実施します。

基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

身寄りのない高齢者や親なきあとの障がい者、親族と疎遠な人の増加により、親族以外の第三者による成年後見人等の需要が増加しています。現在、成年後見人等は、多くの場合親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任していますが、地域の専門職の人数にも限りがあり、今後、高齢化等の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、成年後見人等を担う人の数は十分ではありません。

本市ではこうした課題に対し、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、

市民後見人の育成及び市民後見人受任後の継続的な支援に取り組んでいきます。
また、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

(参考資料)

成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要が生じたとき、自分ですることが難しい場合があります。また、自分にとって不利益な契約であっても、判断することができずに契約を結んでしまい、悪徳商法や詐欺などの被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

①法定後見制度

法定後見制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした、不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

《法定後見制度の概要》

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立をすることができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長（※1）など		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必		民法13条1項所定の行為（※2）（※3）（※4）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条第1

要な行為			項所定の行為の一部（※1）（※2）（※3）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（※2）（※3）（※4）	同上（※2）（※4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（※1）	同左（※1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（※5）（※6）（※7）		

（※1） 本人以外の者の申立てにより、保佐人代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同様です。

（※2） 民法第13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（※3） 家庭裁判所の審判により、民法第13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

（※4） 日常生活に関する行為は除かれます。

（※5） これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し（同年6月14日公布）、上記権利を制限する規定は削除されました。

（※6） 同資格制限の撤廃等を盛り込んだ「会社法の一部を改正する法律」等が成立しました。（公布の日（令和元年12月11日）から1年6月以内に施行）

（※7） 改正後の会社法においても、株式会社の取締役等が後見開始の審判を受けた場合には、取締役等に選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役に就任することができます。

《成年後見人の選任》

成年後見人等には、本人のためにどのような保護、支援が必要か等、事情に応じて家庭裁判所が選任することとなります。本人の親族以外にも、法律・福

社の専門家やその他の第三者、福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合もあります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人等が選ばれることもあります。

《成年後見人等の役割》

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉等、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら、本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について、家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

《成年後見の申立てをする人がいない場合》

身寄りがいない等の理由で、申立てをする人がいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の人の保護を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

《成年後見制度（後見・保佐・補助）の利用手続き》

法定後見制度を利用するには、本人の所在地の家庭裁判所に後見開始の審判等を申立てる必要があります。

②任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。そうすることで本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約等を行うことによって本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

成年後見制度利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本的となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び補佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に

係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定等の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度利用の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び

成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

- 第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 成年後見制度利用促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずるべき施策

- 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政

令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護を受けるに当たり意思を決定することが、困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講じられるものとする。

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）（一部抜粋）

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

（2）今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(b) 担い手の育成

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2（2）①イ）の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

ア) 広報機能

イ) 相談機能

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

(b) 担い手の育成・活動の促進

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

エ) 後見人支援機能

オ) 不正防止効果

⑤中核機関の設置・運営形態

- ア) 設置の区域
- イ) 設置の主体
- ウ) 運営の主体
- エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

⑥優先して整備すべき機能等

まずは、上記④ア) 広報機能やイ) 相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

○ 促進法第23条第1項（第14条1項）において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

○ 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

・上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。

・上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。

・上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。

・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画等既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。

・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

○ 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営における積極的な役割を果たす。

- 市町村は、上記（２）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第２３条第２項（第１４条第２項）において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取り組み状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画等既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

中津市執行機関の設置等に関する条例（一部抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として別表第1及び別表第2の第1欄に掲げる附属機関を置く。

2 前項に規定する附属機関のほか、市は次の各号に掲げる調査又は審議をするため、規則その他執行機関が定める規定（告示を含む。以下「規則等」という。）の定めるところにより、附属機関を置くことができる。

（1）本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な調査又は審議をするもの

（2）災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの

前項に規定する附属機関の設置期間は、1年以内とする。

（担任する事務）

第3条 附属機関（前条第1項に規定する附属機関に限る。以下第5条までにおいて同じ。）が担任する事務は、別表第1及び別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。

（委員の委嘱等）

第4条 附属機関の委員は、別表第1及び別表第2の第3欄に掲げる者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

2 委嘱機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の第4欄に掲げるとおりとする。

（委員の任期）

第5条 附属機関の委員の任期は、別表第1及び別表第2の委員の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

3 執行機関は、附属機関の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解職し、又は、解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき。

（2）職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密の保持)

第7条 附属機関の委員(部会の決議を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、規則等で定める。

別表第1(第2条関係)

市長の附属機関

附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
14の2 中津市成年 後見制度利 用促進審議 会	成年後見制度 の利用促進に 関する法律 (平成28年 法律第29 号)第14条 第2項に係る 事務	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係機関及び各団体の代表者 (3) 市の職員 (4) その他市長が必要と認める者	10人 以内	2年

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱し、又は任命される中津市成年後見制度利用促進審議会の委員の任期は、この条例による改正後の中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表第1の14の2の項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

中津市成年後見制度利用促進審議会 委員名簿

所属等	氏名	備考
国立大学法人大分大学	青野 篤	委員長
松浦法律事務所	松浦 昭広	副委員長
マルタ司法書士事務所	丸田 眞五	
松尾社会福祉士事務所	松尾 慶一	
中津市民生委員・児童委員連合協議会	宝珠山 博一	
社会福祉法人下毛もみじ会	平原 伸	
社会福祉法人三光会	那須 千代	
社会福祉法人中津市社会福祉協議会	松下 太	
中津市	吉富 浩	

(順不同、敬称略)

策定経過

年月日	会議等	内容
令和2年10月29日	第1回中津市成年後見 制度利用促進審議会	計画（案）の検討
令和2年12月23日	第2回中津市成年後見 制度利用促進審議会	計画（案）の審議
令和3年 2月 2日	第3回中津市成年後見 制度利用促進審議会	計画（案）の報告
令和3年 3月15日	計画策定	
令和3年 3月19日	計画公表	